様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　元 年　 ６ 月 ２４ 日現在

機関番号：１４３０１
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2016～2018
課題番号：１６Ｋ０２２６５

研究課題名（和文）肖像の写実性と理想化をめぐって―鎌倉肖像彫刻を中心に

研究課題名（英文）Over realism characteristics and the idealization of the portrait;Mainly on Kamakura portrait sculpture

研究代表者
根立　研介（Nedachi, Kensuke）

京都大学・文学研究科・教授

研究者番号：１０３０３７９４

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　3,500,000円

研究成果の概要（和文）：　肖像については、その出来映えの良否や製作時期の問題が、しばしば写実性の立場から論じられてきた。しかしながら、肖像には実は絶えず理想化の問題がまとわり付いており、理想化の問題を無視して肖像を語るわけにはいかない。また、肖像は、権威の誇示や像主の顕彰、受容者の意向といった機能の側面からも評価する必要もある。
　本研究は、上記の問題点を踏まえ、写実的とされる作例が数多く造られた鎌倉時代の肖像彫刻を主たる研究対象として、肖像、特に肖像彫刻研究の再評価を行い、研究成果を報告書に取りまとめ公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義
　本研究では、肖像、特に肖像彫刻の製作時期の問題や、寿像か遺像かどうかという事柄などについて、以下の二点の問題点を踏まえ再評価の試みを行った。
　問題点の一つは、肖像の出来映えや製作時期について、主に写実性から議論されてきた点である。これについては、肖像には必ず理想化の問題があり、印象批評的な研究からの脱却することの重要性を指摘した。もう一つは、肖像は、受容者の意向や造像目的によって、像主の姿に変更が加わることもあることであり、肖像研究における機能の問題の重要性を指摘した。

研究成果の概要（英文）：About the portrait, the good or bad that was and a problem of the production time have been often discussed from the realism-related situation. However, in fact, a problem of the idealization clings to a portrait consistently, and there is i. Therefore, in defiance of a problem of the idealization, I cannot talk about the Portrait.In addition, it is necessary to evaluate the portrait from honoring of the master of ostentation and image of the authority, the viewpoint of the function called the intention of the person of reception.
 There were many examples told to be realistic, and this study reevaluated a portrait particularly the portrait sculpture study as the study that was main with a portrait sculpture in the made Kamakura era based on the problems mentioned above. And I announced results of research in a report collectively more.

研究分野：日本美術史

キーワード：肖像彫刻　肖像画　写実性　理想化　肖像の機能

様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９、ＣＫ－１９（共通）

１．研究開始当初の背景

研究代表者は、長きに亘って日本の肖像、特に肖像彫刻を研究してきた。ただ、研究を進めると従来の日本の肖像研究について幾つか気になる点が出てきた。一つは、写実性と理想化の問題である。すなわち、像主が生前に造られた肖像は写実性に秀で、理想化があまりなされていないと言った考え方が支配的であった。また、写実的に見える作品は、製作年代が上がると思われてきた。

しかしながら、肖像の機能を考えると、肖像製作には、注文主の意向や、あるいは作家（仏師）の技量の問題、さらには像主に関する情報の多寡といった問題が複雑に絡んでおり、生前の像を単に写実的といった言葉で一方的に評価するわけには行かず、肖像には写実性や肖似性といったことと、理想化の問題が絶えず付きまとっているように思われる。

また、肖像の機能についても、幾つか気になることが出てきた。肖像の機能については、追慕、儀礼、礼拝、顕彰、権威の誇示、記念といったことなどが考えられるが、日本の前近代では、一部の肖像を除けば、一般に礼拝や追慕にためにつくられることが多く、権威の誇示や顕彰のために肖像が造られることはあまりなかったように思われる。しかしながら、西洋では都市に設置された銅像などのことを考えると、肖像の機能としては権威の誇示や、顕彰がかなり重要な意味を有していたように思われる。そうすると、日本の前近代の肖像の特殊性を機能と言った側面からも考えていく必要性を感じた。さらに、肖像の像主のイメージに新たな別のイメージを付与するものも出現するが、肖像の機能・用途に関しては複数の要素が複雑に絡み合うことがあり、肖像を機能の問題から再考する必要性を感じた。また、肖像の受容の問題についても気になる点が出てきた。それは、肖像の像主名がしばしば忘却される一方で、受容者たちの意向により新たな名付けが行われる点である。この問題は、近年日本の肖像画研究で像主名の再検討が盛んに行われていることにも関連するが、こうした名付けの問題も西洋でも行われていると思われ、そうした行為が行われる背景を解明することについては、西洋美術史の見解を知る必要性を感じた。

いずれにしても、肖像研究は、写実性をキーワードとする従来の印象批評的な研究から脱して、肖像の理想化の問題や機能の問題を踏まえて再検討をしなければならず、このことを研究代表者が専門とする肖像彫刻、特に写実性に秀でたものが多いとされる鎌倉肖像彫刻を中心にして、より広い視野から再検討の試みを行う必要性が強く感じられた。

２．研究の目的

肖像については、すでに数多くの先行研究がなされてきた。しかしながら、肖像研究にはなお問題が残されている。中でも、肖像は写実性と理想化の問題が複雑に混じり合っているという点は重要である。

すなわち、その出来映えの良否や、寿像か遺像かという事柄が、しばしば写実性の立場から論じることが行われてきたが、肖像には実は絶えず理想化の問題がまとい付いており、理想化の問題を無視して肖像を語るわけにはいかないのである。また、肖像の機能には、権威の誇示や像主の顕彰という側面もあり、こうした事柄は、日本美術史では、余り注意が払われてこなかった。

本研究は、焦点を絞るために、写実的とされる作例が数多く造られた鎌倉時代の肖像彫刻を主たる研究対象として、肖像における写実性と理想化という視点を中心に、肖像の機能や受容のあり方といった問題も踏まえながら、肖像、特に肖像彫刻研究の再構築を目指す試みを行う。

３．研究の方法

本研究は、研究代表者である根立研介が所属する京都大学大学院文学研究科を拠点として遂行した。ただし、研究代表者の専門研究領域以外からの助言や情報提供も必要になっ

てくるので、随侍、西洋美術史研究者、中国美術史研究者、日本中世・近世絵画史研究者から助言を得て研究を進めた。調査については、平成２８，２９年度を中心に行い、鎌倉肖像彫刻の作例の調査、既収集の資料整理を順次行っていった。また、最終年度の平成３０年度には、資料の補完調査を実施した。三カ年の資料収集の対象とした主要なものとしては、国内では、香川・大興寺天台大師木像・弘法大師木像調査、佐賀県・高城寺蔵山順空木像、京都市等持院歴代室町幕府将軍像、東福寺龍吟庵大明国師像、興福寺無著・世親象、東大寺重源像、奈良・来迎寺伝善導大師像、兵庫・浄土寺重源像、京都・長楽寺時宗祖師像、静岡・帰一寺一山一寧画像などで、また東京国立博物館・鎌倉国宝館・京都国立博物館・奈良国立博物館、高知・高知県立歴史民俗資料館、福井市立郷土歴史博物館、奈良・大和文華館、高知県立歴史民俗資料館などでは肖像関係の史資料の収集を行った。

また、海外では、中国・陝西省西安市陝西省博物館、西安市博物館・碑林博物館、英国・ロンドン市ナショナル・ポートレートギャラリー、エジンバラ市スコットランド・ナショナル・ポートレートギャラリー、ベルギー・ブリュッセル市王立歴史美術博物館・王立古典美術館、ヘント市バーフ教会、スイス・チューリッヒ市コーラ・オークションハウス、リートベルグ美術館、市立美術館、フランス・パリ市ギメ東洋美術館、米国・ニューヨーク市メトロポリタン美術館、ワシントンD.Cフリア美術館、ミズリー州カンザスシティー・ネルソン・アトキンズ美術館、ロサンゼルス市ロサンゼルス・カウンティー美術館、ゲッティー・センター美術館で、肖像関係の資料収集を行った。

なお、最終年度には、今までの研究成果を公表するための報告書を刊行した。

４．研究成果

三カ年に亘って肖像関係の作品調査と資料収集により、肖像、特に肖像彫刻の製作時期の問題や、寿像か遺像かどうかという事柄などについて、以下の二点の問題点を踏まえ再評価する必要性があることが明らかになった。

すなわち、肖像の出来映えや製作時期について、主に写実性から議論されてきたが、これについては、肖像には必ず理想化の問題があり、印象批評的な研究からの脱却の必要性がある。また、肖像は、受容者の意向や造像目的によって、像主の姿に変更が加わることもあり、肖像研究における機能という視点から考察する必要性があることである。これらの問題点を踏まえて、研究代表者の根立と、本研究に情報提供を行って戴いた文化庁文化財調査官筒井忠仁氏、大阪大谷大学専任講師苫名悠氏の三名の肖像関係の論文を収めた研究成果報告書『肖像をめぐる三つの視線』を刊行した。なお、研究代表者の根立は、鎌倉肖像彫刻を中心として肖像の機能と制作目的が肖像研究において重要性があることを明らかにした。

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計　３件）

① 根立研介、運慶研究の最前線、學士會会報、査読無、９２６号、２０１７年、５０－５３頁
② 根立研介、禅宗寺院彫刻と仏師―院派仏師の動向を中心に、仏教美術研究上野記念財団助成研究会報告書　研究発表と座談会、査読無、４３号、２０１６年、１９－２６頁
③ 根立研介・三好賢子、徳島・雲辺寺の護摩堂不動明王像をめぐって、國華、査読有、１４５２号、２０１６年、４７－５３頁

〔学会発表〕（計　２件）

① 根立研介、東大寺南大門金剛力士像をめぐるグローバリズム－日本・中国・そしてインドへ－、２０１８年美術講演会、鹿島建設KIビル（東京）、２０１８．１０．５
② 根立研介、Examining Post-War Swiss Exhibitions of Older Japanese Art、The 2nd KYOTO-SWISS Symposium 2016、京都大学、２０１６．１０．３１

〔図書〕（計　７件）

① 根立研介・筒井忠仁・苫名悠、根立研介、『肖像をめぐる三つの視線』（平成２８～３０年度科学研究費補助金　基盤研究（C）（２）一般　研究代表者　根立研介　研究成果報告書課題番号 16K02265「肖像の写実性と理想化をめぐって－鎌倉肖像彫刻を中心に」）、２０１９年、９０頁
② 水野敬三郎、山本勉、根立研介他、中央公論美術出版、日本彫刻史基礎資料集成　鎌倉時代　造像銘記篇　第１５巻、２０１９年、解説１７３頁・図版１９８頁
③ 根立研介・多川俊映他、奈良県、古都奈良の祈り、２７頁
④ 根立研介、東京美術、もっと知りたい　慶派のほとけたち、２０１８年、９５頁
⑤ 水野敬三郎、山本勉、根立研介他、中央公論美術出版、日本彫刻史基礎資料集成　鎌倉時代　造像銘記篇　第１４巻、２０１８年、解説１５６頁・図版１９９頁
⑥ 水野敬三郎、山本勉、根立研介他、中央公論美術出版、日本彫刻史基礎資料集成　鎌倉時代　造像銘記篇　第１３巻、２０１７年、解説２９９頁・図版２０１頁
⑦ 中村俊春・根立研介他、中村俊春、仏師の「手」をめぐる小稿－造像銘記からの考察を中心として」（『作品における制作する手の顕在化をめぐる歴史的研究』平成２５～平成２９年度科学研究費助成金基盤研究（B）「「作品における制作する手の顕在化」をめぐる歴史的研究」（JSPS 科研費 JP25284029)研究成果報告書〔中村俊春編〕、２０１７年3月、２６８頁

〔産業財産権〕

○出願状況（計　０件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

○取得状況（計　０件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

http://www.bun.kyoto-u.ac.jp/aesthetics_and_art_history/aah-jah_toppage/

６．研究組織

(1)研究分担者(0 人)

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8 桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：稲本泰生

ローマ字氏名：Inamoto Yasuo

研究協力者氏名：深谷訓子

ローマ字氏名：Fukaya Michiko
研究協力者氏名：福士雄也
ローマ字氏名：Fukushi Yuya
研究協力者氏名：筒井忠仁
ローマ字氏名：Tsutsui Tadahitou
研究協力者氏名：苫名悠
ローマ字氏名：Tomana Yu

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。